「大浜公園海上レジャー運営事業者募集要項」

令和６年１１月

兵庫県洲本市

1 募集の目的

大浜海水浴場の利用促進及び若者・家族連れなど多様なニーズに応える話題性・新規性のある海上アスレチック等の水上アクティビティを提供する運営事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

2 大浜海水浴場の概要

（1）名　　称　大浜海水浴場

（2）特　　徴　白砂青松と遠浅が魅力的な海水浴場であり、環境省の快水浴場百選にも認定され、島内外の若者や家族連れから絶大な人気を誇る、県内有数の海水浴場です。

県が実施する水質調査で【水質 AA】の評価区分に該当（令和 6 年度）

（3）所　在　地　兵庫県洲本市海岸通一丁目 地内

（4）開 設 期 間

令和 7 年度：7 月 11 日（金）～8 月 31 日（日）＊予定

令和 6 年度：7 月 12 日（金）～9 月　1 日（日）

令和 5 年度：7 月　8 日（土）～8 月 31 日（木）

令和 4 年度：7 月 10 日（土）～8 月 31 日（水）

（4）遊 泳 時 間　8：30～17：00

（5）海水浴場の規模　砂浜の広さ 約 750m×30m

（6）園 内 施 設

駐車場	約 200 台（夏期間中は松林内臨時駐車場を開設）
男子更衣室	2 箇所（室内にシャワー有）
女子更衣室	2 箇所（室内にシャワー有）
コインロッカー	2 箇所（120 台）
公衆トイレ	3 箇所
売店	2 箇所（民間事業者が営業）
貸ボート事業者	1 箇所（民間事業者が営業）

（7）料　　金

駐車場	1 回　1,000 円（有人方式）
更衣室	無料
シャワー	1 回 300 円（2 分 30 秒、以後 100 円につき 50 秒延長）
コインロッカー	1 回 300 円

（8）施設利用時間

（令和 6 年度参考）

駐車場	8:00～17:30（土日祝日は 18:00 まで）
更衣室	8:30～17:00（土日祝日は 17:30 まで）

コインロッカー　　8:30～17:00（土日祝日は 17:30 まで）

（9）入　込　数　（過去 3 年間）

令和 6 年度　　61,695 人

令和 5 年度　　84,807 人

令和 4 年度　　64,739 人

3 許可条件等

（1）許可基準

都市公園法第 6 条に基づく公園占用許可及び

洲本市都市公園条例第 3 条に基づく公園内行為許可による。

（2）許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の範囲内で準備、撤去を含む期間とする。

営業期間は市が設定する海水浴場開設期間とする。

（3）次年度以降の許可について

次年度においても、1 年以内の範囲で許可申請を提出することができる。

最大 4 回まで（最長5年）

（4）現状変更及び原状回復

工作物の設置等により現状変更する必要がある場合は、その内容を申請内容に記載すること。

また、海水浴場開設終了後は公園施設として一般利用に供されるため、原状回復を行うこと。

（5）各種届出について

事業実施に係る、各関係機関への法に基づく調整届出は事業者が行うこと。

①港湾水域占用申請　　（提出先）洲本土木事務所 管理第 2 課

②港内作業許可申請　　（提出先）神戸海上保安部 航行安全課

4 事業者の費用負担

次に掲げる費用は、事業者の負担とする。

（1）事業実施に係る運営経費全般（許可期間内）

（2）大浜公園使用料

（3）海上使用料

5 使用料について

（大浜公園使用料）

（1）占用許可　　市の条例に基づき、資器材等の設置面積分の使用料を市へ納付。（1 ㎡/1 ヶ月あたり 260 円）＊準備･撤去期間含む

（2）行為許可　　市の条例に基づき、行為に使用する活動面積分の使用料を市へ納付。（1 ㎡/1 日あたり30円）

（海上使用料）

（3）占用許可　　県の条例に基づき、海上設置面積分の使用料を県へ納付。
（洲本港：1 ㎡/1 年あたり 580 円）＊令和 6 年度時点

6 海上の占用範囲について

大浜海水浴場は現在南北 2 箇所に遊泳場（遊泳区域）を設定しており、海上アスレチック等の収益施設を海上設営する際は、中央赤枠部（約 80m×80m）の範囲内とすること。

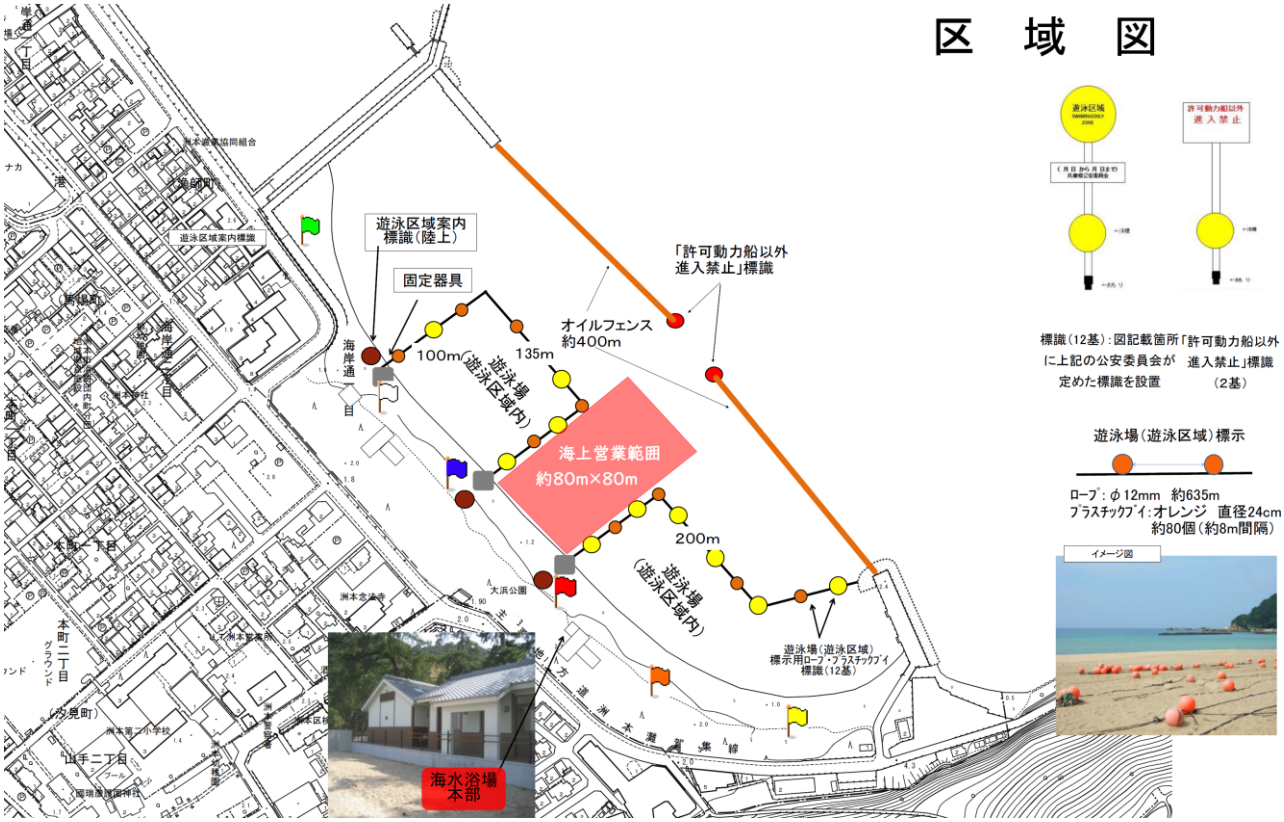

7 維持管理に係る納付金

下限金額「年額 1,000,000 円以上」（様式 4）

＊納付金は毎年度、営業開始日以前に納付すること。

8 企画提案内容

企画内容を具現化する内容とし、以下の点を特に留意するものとする。

（1）基本事項（事業目的、事業の新規性・話題性等）

（2）運営体制（事業スケジュール、収支計画を含む事業計画書等）

（3）集客効果（効果的な PR 等）

（4）安全対策（台風及び緊急時の事故防止措置等）

（5）特記事項（過去の実績及び経験等）

＊提案書の様式は自由とし、A4 サイズにて表紙を除いた両面印刷 10 枚以内とすること。

9 参加資格

（1）参加者の構成

単独または共同事業体（JV）の企業とする。

（2）参加資格要件

参加者は、公告から許可書発行までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

(ア)既に納期が到来している法人税および法人市民税等に、未納又は滞納がない者であること。

(イ)洲本市による指名停止を受けていない者であること。

(ウ)地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(エ)会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。

(オ)不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。

(カ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団又は密接な関係等でない者であること。

(キ)政治的・宗教的な企業・団体等でない者であること。

(ク)共同事業体にて参加する場合は、共同事業体に関する協定書を締結していること。

(ケ)共同事業体にて参加する場合は、名称を定め事業を統括する代表事業者を選任していること。

(コ)共同事業者の構成事業者は、重複して 1 者または他の共同事業者として参加することができないものとする。

(サ)共同事業体を構成する各事業者は(ア)～(キ)に掲げる要件をすべて備えていること。

（3）その他

本募集要項に定めるもののほか、プロポーザルにあたって参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。

10 事業者選定までのスケジュール

内容	期日	備考
公募期間 ・参加申込書（様式 1） ・誓約書（様式 2）	令和 6 年 11 月 29 日(金) から 令和 7 年 1 月 16 日（木） 午後３時まで	

質問書	令和６年 12 月 26 日(木) 午後３時まで	任意様式
上記の質問書回答	令和７年１月９日（木）	
企画提案書（様式 3） ・提案内容資料	令和７年１月 23 日（木） 午後３時まで	提案内容資料（任意様式。ただし A4 印刷とする）
見積書（様式 4）		納付金の提案額を記入
従事者調書（様式 5）		未確定の場合は予定と記入可
事業者の概要		企業理念・事業体制および営業内容が分かる資料。（任意様式。ただし A4 印刷とする）
審査	令和７年２月上旬	詳細は別途通知
選定結果通知	令和７年２月中旬	
協議及び許可申請書提出	令和７年２月中旬以降	
許可書発行	令和７年４月１日以降	

11 応募方法

（1）応募要項の交付期間

① 交付期間

令和６年 11 月 29 日（金）～令和７年１月 16 日（木）午後３時

② 公布方法

上記期間内に洲本市ホームページにて公開する。

（2）参加申込書（様式 1）等の提出

① 提出期間

令和６年 11 月 29 日（金）～令和７年１月 16 日（木）午後３時必着

② 提出場所

本市事務局

③ 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は本市事務局必着とし、電話にて到着確認をすること。

④ 提出書類

・参加申込書（様式 1）

・洲本市暴力団排除推進条例に基づく暴力団排除に係る誓約書等（様式 2）

・既に納期が到来している法人税及び法人市民税等の納税証明書（未納のない証明）

と、法人における履歴事項全部証明書を提出すること。
・共同事業体においては共同事業体に関する協定書、すべての構成事業者の既に納期が到来している法人税及び法人市民税等の納税証明書と、法人における登記事項全部証明書を提出すること。
・共同事業体においては、代表企業への委任状（様式 7）を提出すること。

（3）参加資格の確認の留意点
① 本市は、提出されたプロポーザル参加申込書により、参加を表明したものに対し参加資格の可否をメール若しくは書面にて令和 7 年 1 月中旬に連絡する。
② 参加資格要件を満たしていることが確認されたものであっても、許可書の交付までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

12 質問書の受付

（1）受付期間
令和 6 年 12 月 26 日（木）午後 3 時まで

（2）質問方法
募集要項に質問がある者は、質問書（任意様式）に内容を記入して電子メールで送信し、電話にて到着確認をすること。なお、その他の方法による質疑は受け付けない。

（3）提出先
本市事務局　shoukou@city.sumoto.lg.jp

13 質問に対する回答

（1）回答日
令和 7 年 1 月 9 日（木）

（2）回答方法
質問に対する回答を一覧にし、洲本市ホームページへ掲載する。

14 企画提案書（様式 3）、見積書（様式 4）、配置従事者調書（様式 5）、事業者の概要の提出について

（1）提出期限
令和 7 年 1 月 23 日（水）午後 3 時必着

（2）提出場所
本市事務局

（3）提出方法
持参または郵送にて提出すること。
なお、郵送の場合は本市事務局必着とし、電話にて到着確認をすること。

（4）提出書類

提出資料は、正本１部、副本９部を提出すること。

なお、審査の後、提出された書類については審査結果の如何に関わらず、原則的に副本を返却する。

15 参加の辞退

提案者は参加申込を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。なお参加を辞退したものが、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

16 その他

本市が提示する資料及び回答書は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

17 再委託の禁止

事業者は、運営業務の全部もしくは一部を外部に委託し、または請負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ、運営業務の一部について外部に委託し、又は請負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

18 事業者の選定方法について

（1）審査及び優先交渉権者の決定

① 中立かつ公平、公正な審査を行うことを目的として、選定委員会を設置し、表 1 に示す審査基準に基づき、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として決定する。

② 審査方法は提案者によるプレゼンテーション審査（30 分程度を予定）によるものとする。ただしプレゼンテーション審査において選定委員会の採点が平均 60 点未満である場合は失格とする。

③ 審査実施日は、令和 7 年 2 月上旬の予定であるが開催時刻等の詳細については、提案書類提出期限以降に連絡するものとする。

（2）評価についての注意事項

① 候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の候補者を優先交渉権者とします。

② 応募事業者が一者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者を特定することができる。

19 情報公開及び提供

審査結果については、提案者全員に書面で通知するとともに、洲本市ホームページにて公表する。また、本件に係る情報公開があった場合には、洲本市情報公開条例に基づき、プロポーザル参加者や優先交渉権者決定方法を公開することがある。

20事業の中止（許可の取り消し）

許可期間中であっても以下に該当した場合は、いかなる事由があっても事業を中止させることがあります。ただし、市は事業者に対し、損害等の一切の補償は行いません。

（1）事業者の責に帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合。

（2）事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止事項に対する違反、暴力団該当が判明したとき。

（3）公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可条件に違反する行為があるとき。

（4）その他、市が指示する提出書類等に関し、虚偽の記載及び報告があった場合。

21 事業者の責務等

（1）事業者は現場に監視員等のスタッフを配置し、遊具の流出防止及び来場者に対する安全対策に万全を期すこと。

（2）水難事故防止に関する必要な処置を講ずる責任を当然に負うものとし、危機管理体制の充実を図ること。

（3）関係法令及び経済産業省策定の「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」等を遵守し、その適応及び運用は事業者の責任において適切に行うこと。

（4）許可期間中に公園内の建物、付帯設備等に過失又は故意に損害を与えた場合は、遅滞なく市に報告し、事業者の責任において交渉・費用負担等を行うこと。

（5）許可期間中は事業者において適正な人員確保並びに設置物等の管理を行うこと。なお、第三者に損害を与えた場合の対応及び賠償責任は事業者とすること。

（6）海水浴場内（海水浴場本部からの依頼も含む）で水難事故等による救命活動が発生した場合は、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

（7）台風等の自然災害により海水浴場が閉鎖する場合は、市及び海水浴場本部の指示に従い閉鎖対応を行うこと。また、海水浴場の再開時は早期復旧に向けて、海岸清掃等、積極的かつ主体的に行うこと。

（8）事業者は、現場責任者を１名以上選任し、市及び海水浴場本部と連絡を密に行い、 従事者を指揮監督すること。

（9）利用者から大浜海水浴場に関する問合わせがあった場合は、案内が出来るよう公園施設の基本事項は把握すること。

（10）事業終了後は市へ入込数及び収支報告等を正確に行うこと。

（11）その他、市から海水浴場及び行催事イベントに関する作業指示等があった場合は、指

示に従うこと。

22 市事務局

プロポーザル参加申込及び優先交渉権者の決定等に係る本市の事務局は次のとおりであり、本要項において本市事務局とあるのは、すべてこれに該当する。

【事務局】住　所：〒６５６－８６８６
兵庫県洲本市本町三丁目４番 10 号
洲本市役所　産業振興部　商工観光課
ＴＥＬ：0799-24-7613
ＦＡＸ：0799-23-0978
E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp

（表１）

審査の基準

配点基準についてＡ（極めて良好）Ｂ（良好）Ｃ（普通）Ｄ（やや不十分）Ｅ（不十分）

評価項目	評価内容	配　　点					点　数
		Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	
基本事項	募集内容の趣旨を理解し、大浜公園の価値を高める新規性・話題性のある企画内容が提案されているか	10	8	6	4	2	
	特定の個人・団体に偏ることなく、来場者全員が楽しめる企画内容が提案されているか	10	8	6	4	2	
運営体制	事業計画が適切に遂行できる実施体制を確保しているか	10	8	6	4	2	
	提案された事業スケジュールは具体的、実現可能なものか	10	8	6	4	2	
集客効果	大浜公園の来場意欲を高める効果的なＰＲが提案されているか	10	8	6	4	2	
安全対策	台風・水難事故等の緊急事態を想定し、事故防止のための十分な安全対策・連絡体制が確保されているか	10	8	6	4	2	
特記事項	過去の実績及び経験について	10	8	6	4	2	
納付金	30点×自社の提案価格/提案価格のうち最高価格（小数点以下切捨）	30					
合　計							

※合計点が 60 点未満の場合は失格とする。

（様式１）

大浜公園海上レジャー運営事業者募集参加申込書

令和　年　　月　　日

洲本市長　上崎　勝規　様

住　所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
メールアドレス

下記募集内容に対し、参加を申し込みます。

なお、募集要項に記載されている参加資格の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

募集内容　　「大浜公園海上レジャー運営事業者募集」

（様式２）

暴力団等の排除に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

洲本市長　上崎　勝規　様

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

「大浜公園海上レジャー運営事業者募集」に係る公募型プロポーザルの参加申込にあたり、下記に掲載した事項に該当しておらず、かつ、将来においても該当しないことを誓約します。

記

１．自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
（１）法人その他の団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人その他の団体の理事その他役員が暴力団員である者
（２）暴力団でなくなった日から５年を経過しない者
（３）理事その他役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団や暴力団員を利用するなどしている者
（４）理事その他役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
（５）理事その他役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
（６）理事その他役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
２．（１）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

（様式３）

大浜公園海上レジャー運営事業者募集

企画提案書

令和　　年　　月　　日

洲本市長　上崎　勝規　様

（提案者）
住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

「大浜公園海上レジャー運営事業者募集」について、下記の書類を添えて提出します。
なお、企画提案書等に記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　提案内容資料（様式自由。ただし、Ａ４サイズ両面 10 枚以内（表紙は除く）にて印刷し、企画内容、運営体制、広報、安全対策等について項目を立てて記載）
２　見積書（納付金の提案額を記入）（様式４）
３　配置従事者調書（様式５）
４　事業者の概要（事業体制、活動内容等）が分かる資料（任意様式。Ａ４印刷）

（様式 4）

見積書

令和　　年　　月　　日

洲本市長　上崎　勝規　様

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

下記の募集内容に係る見積書（納付金）を提出します。

記

1　募集内容　　「大浜公園海上レジャー運営事業者募集」

2　見積金額（納付金）

		百万			千			円

（様式５）

配置従事者調書

現場責任者及び従事者一覧（雇用契約予定者は予定者と明記）

従事体制	氏名	年齢	役職・所属等	所有資格(運転免許等)
現場責任者				
従事者１				
従事者２				
従事者３				
従事者４				
従事者５				
従事者６				
従事者７				
従事者８				
従事者９				
従事者１０				
従事者１１				
従事者１２				

※　現場責任者は本業務のすべての統括責任者とする。

※　記載欄が不足する場合は、適宜、追加してください。

（様式 6）

大浜公園海上レジャー運営事業者募集　辞退届

令和　　年　　月　　日

洲本市長　上崎　勝規　様

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
メールアドレス

下記募集内容について令和　年　　月　　日付にて参加申込しましたが、当方の都合により辞退いたします。

記

募集内容　　「大浜公園海上レジャー運営事業者募集」

（様式 7）

委任状

令和　　年　　月　　日

洲本市長　上崎　勝規　様

（委任者）※企業数が足りない場合は適宜追加して下さい

（共同企業体の構成員）所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

（共同企業体の構成員）所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

私達は、次の共同企業体を代理人と定め、下記の内容に関する事項を委任します。

共同企業体の名称：

受任者（共同企業体の代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

1.名　　称　　「大浜公園海上レジャー運営事業者募集」

2.委任事項　　①参加申込書に関する件

②その他（　　）

受任者使用印鑑	